

第3部

資料

- 1 脚注一覧
- 2 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定員会設置要綱
- 3 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会委員名簿
- 4 秋田足エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会設置要綱
- 5 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議設置要綱
- 6 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱
- 7 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委員名簿
- 8 秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書
- 9 策定までの経緯

1 脚注一覧

- * 1 **超高齢社会**：一般に、高齢化率（全人口に対する65歳以上の人口比）が21%を越えた社会を超高齢社会と呼んでいる。7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼んでいる。
- * 2 **バリアフリー**：高齢者や障がい者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
- * 3 **WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク**：エイジフレンドリーシティをさらに広め、各都市との連携を図ることを目的に世界保健機関（WHO）が2010年に設立したネットワーク。
- * 4 **ワークショップ**：ワークショップ(workshop)とは、もともとの意味は、「工房」「作業場」。様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。
- * 5 **高齢化率**：全人口に対する65歳以上の人口比
- * 6 **8つのトピック**：世界保健機関（WHO）が定義した、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）のために検証を必要とする領域。「屋外スペースと建物」「交通機関」「住居」「社会参加」「尊敬と社会的包摂」「市民参加と雇用」「コミュニケーションと情報」「地域社会の支援と保健サービス」の8つ。
- * 7 **ユニバーサルデザイン**：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- * 8 **自助・共助・公助**：自助は一人ひとりが自ら取り組むこと、共助は地域や身近にいる人同士と一緒に取り組むこと、公助は国や地方団体などが取り組むことを示す。
- * 9 **マイタウン・バス**：郊外の移動手段の確保のために、秋田市が委託運行するコミュニティバス等のこと。
- * 10 **社会参加**：社会人として、社会の一翼を担うことを指し、その範囲は一般的に就労からレクリエーション、生涯学習、ボランティア活動と幅広く含まれる。ここではWHOが示す「社会参加とはレクリエーション、社交、文化的・教育的・精神的活動への高齢者の関与を指す」とする。
- * 11 **WHO「アクティブエイジング」の提唱**：2007年に初版発行された書籍。編著者は世界保健機関（WHO）。翻訳・編集は日本生活協同組合連合会医療部会。
- * 12 **大活字本**：大型活字本、拡大図書とも呼ばれ、大きな活字で印刷された図書をいう。大きさ、行間、コントラスト等を考慮してつくられている。
- * 13 **包摂的体制**：雇用、家族、コミュニティなど社会のあらゆる関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまう、いわゆる「社会的排除」の構造と要因を克服するための体制。
- * 14 **成年後見制度**：認知症の人、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不

十分な人の財産管理や介護、施設への入退所など生活に配慮する身上介護などを家庭裁判所が選任した成年後見人等が行う制度。

- * 15 **コミュニティ**：居住地を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
- * 16 **ボランティア**：自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること。ボランティアの語源は、ラテン語の"voluntas"や"voluntarius"といわれ、その意味は、「自由意志・自ら進んでやること」である。
- * 17 **NPO**：Non Profit Organizationの略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
- * 18 **傾聴**：人の気持ちに寄り添い、その人の話を否定することなく、受け止めて「聴く」こと。
- * 19 **秋田市シルバー人材センター**：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置されている一般社団法人。会員（おおむね60歳以上のかた）にふさわしい仕事を、企業や家庭、公共団体などから引き受け、会員の行った仕事に応じて報酬を支払う。仕事に結びつく技能の取得と向上のため、各種技能講習会も開催している。
- * 20 **秋田市民交流プラザ**：平成16年7月に複合施設としてオープンしたJR秋田駅直結の建物「秋田拠点センターアルヴェ」にある公共施設。
- * 21 **ファミリー・サポート・センター**：子育てのお手伝いをしたいかた（協力会員）と、手伝ってほしいかた（利用会員）からなる会員制の相互援助活動。
- * 22 **チャレンジオフィスあきた**：旧秋田市ガス局庁舎を改修して整備した起業家育成施設で、通信インフラなどの整備された事務・作業スペースを低料金で利用できる。
- * 23 **6次産業化**：農林水産物等および農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組であって、農山漁村の活性化に寄与するもの。
- * 24 **ICT**：Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来のITにこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。
- * 25 **コミュニケーション**：社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。言語・文字・身振りなどを媒介として行われる。コミュニケーションは、情報の伝達、連絡、通信の意だけではなく、意思の疎通、心の通い合いという意でも使われる。
- * 26 **インターネット**：世界中のコンピューターネットワークを相互に結び、世界的規模で電子メールや情報検索などのサービスを行えるように構築された、巨大

なネットワーク。

- * 27 **社会福祉協議会**：社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内にある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支え合い・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている。
- * 28 **地域包括支援センター**：介護保険法に基づく機関であり、地域の高齢者に対し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、総合相談・支援、虐待防止などの権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、困難事例への対応などのケアマネジャー支援などを行う。本市の設置数は、東西南北中央の日常生活圏域に15か所。このほかに、各地域包括支援センター間の連絡調整や指導助言等を行う基幹型地域包括支援センターを1か所設置している。
- * 29 **メタボリックシンドローム**：内臓脂肪による肥満に加えて、高血糖、高血圧、高脂血症を複数あわせ持ち、動脈硬化を飛躍的に進行させてしまう状態。
- * 30 **生活習慣病**：偏った食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣との関係が深いと考えられる病気。
- * 31 **食育**：食に関する様々な経験を通じて、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深めることにより、心身の健康の増進や豊かな人間形成を図ることをいう。
- * 32 **後期高齢者**：高齢者のうち、75歳以上の人のこと。
- * 33 **認知症**：成人に起こる認知（知能）障がい。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性ではなく慢性に持続することによって日常生活に支障を来した状態。
- * 34 **自主防災組織**：地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。
- * 35 **プレ企画**：プレとは英語の接頭語で「～の前に（時間的、空間的）」を意味する。プレ企画で先行企画の意味。
- * 36 **アルヴェサポーターの会**：秋田拠点センター・アルヴェの運営をサポートするボランティアの会。市のボランティア募集で集い、研修受講後に認定された「アルヴェ施設運営サポーター」の仲間会を設立した。
- * 37 **市民リポーター**：秋田市広報広聴課で制作している市政テレビ番組で、秋田市のホットな情報を伝えるためリポートする市民。
- * 38 **コンシェルジェ**：フランス語で「大きな建物、重要な建物の門番」という意味。現在ではそこから派生して、ホテルの宿泊客のあらゆる要望案内に対応する「総合世話係」「よろず相談承り係」というような職務を担う人の職名。ホテルに

限らず種々の施設で同様の役割を担う人をコンシェルジェ又はコンシエルジュと呼ぶような使い方がされている。

- * 39 **A K B** : 日本の女性アイドルグループ「A K B 4 8」にあやかって、秋田市では、若者の目標になるような尊敬できる高齢者を「エイジフレンドリーA K B」という愛称でクローズアップしていこうとするもの。
- * 40 **漫談** : 寄席演芸のひとつ。軽妙な口調で、社会風俗・時事問題の風刺・批評なども取り入れて、聴衆を笑わせる話芸。
- * 41 **キャラバン** : 宣伝・販売のため各地を回る一団。
- * 42 **オークション** : 競売。競り売り。
- * 43 **ロールモデル** : 自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。
- * 44 **Facebook (フェイスブック)** : 実名で、現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流をするサービスで、世界最大のユーザー数を誇るソーシャルネットワークサービス。
- * 45 **S N S (ソーシャルネットワークサービス)** : 人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。
- * 46 **パートナーシップ** : 協力関係。共同。提携。

2 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会設置要綱

平成24年7月24日
市長決裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティの実現を目的とした秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会（以下「作業部会」という。）および秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議の意見の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画の策定のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 策定委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民団体および関係団体
- (3) 学識経験者および有識者
- (4) 作業部会員
- (5) 秋田市福祉保健部次長兼連携推進官
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項の規定による行動計画の策定の完了の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 策定委員会の庶務を処理するため、秋田市福祉保健部長寿福祉課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、行動計画の策定に係る所定の事務が終了した日限りその効力を失う。

3 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 委員名簿

【敬称略】

氏名	所属等	
石沢 真貴	秋田大学教育文化学部政策科学講座准教授 秋田市社会福祉審議会地域福祉分科会委員	副委員長
泉 一志	株式会社秋田魁新報社報道部長	
大塚 妙子	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	委員長
佐藤 保	秋田市民生児童委員協議会会長 秋田県民生児童委員協議会副会長	
菅原 梯祐	秋田市社会福祉審議会委員	
菅生 紀光	一般公募委員	
日野 智	秋田大学大学院工学資源学研究科土木環境工学専攻准教授 秋田市福祉有償運送運営協議会会長	
福岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議理事・事務局長 あきたスマートシティ・プロジェクト推進協議会委員	
三浦 研二	秋田市社会教育委員	
渡辺 毅	公益社団法人秋田青年会議所監事	
武内 伸文	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会員テーマ1	
時田 和幸	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会員テーマ2	
辻 直文	秋田市福祉保健部次長 兼エイジフレンドリーシティ連携推進官	

平成25年5月1日現在

4 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会設置要綱

〔平成24年9月10日〕
市長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）の策定において、市民、団体、事業関係者等の主体的な参加による協議および検討を行うため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 作業部会の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会に対し、行動計画の案を提示すること。
- (2) 前号の案の作成に係る協議および検討に関すること。

(作業部会員の決定等)

第3条 作業部会員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、市長が決定し、名簿に記載する。

- (1) 公募による市民
- (2) 行動計画の策定の目的に賛同し、取組に意欲のある個人、団体および事業関係者
- (3) 学識経験者又は有識者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 作業部会員の任期は、名簿への記載の日から行動計画の策定が完了した日までとする。

(作業部会員への支援等)

第5条 市長は、作業部会員に対して、第2条各号に規定する活動が円滑に行われるよう支援するとともに、当該活動に関する情報を提供するものとする。

(秘密の保持)

第6条 作業部会員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。

(名簿からの抹消)

第7条 市長は、作業部会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業部会員を名簿から抹消することができる。

- (1) 作業部会員の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 自己の都合により辞任を申し出たとき。

(3) 作業部会員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第8条 作業部会に関する事務は、秋田市福祉保健部長寿福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、行動計画の策定に係る所定の事務が終了した日限りその効力を失う。

5 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議設置要綱

〔平成24年10月26日〕
市 長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）の策定において、庁内の密接な連携を図るため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の策定に係る情報交換および連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画の策定のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉保健部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長が必要と認めるときは、調整会議に臨時委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 調整会議の庶務を処理するため、福祉保健部長寿福祉課に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、行動計画の策定に係る所定の事務が終了した日限りその効力を失う。

(施行期日)

3 この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部総務課長
企画財政部企画調整課長
企画財政部財政課長
市民生活部生活総務課長
福祉保健部福祉総務課長
保健所保健総務課長
子ども未来部子ども総務課長
環境部環境総務課長
商工部商工労働課長
農林部農林総務課長
建設部建設総務課長
都市整備部都市総務課長
市立秋田総合病院事務局総務課長
会計課長
議会事務局総務課長
選挙管理委員会事務局参事
農業委員会事務局参事
教育委員会事務局総務課長
消防本部総務課長
上下水道局総務課長

6 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱

平成22年5月10日
市長 決 裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティ構想（以下「構想」という。）の推進に向け、市民や関係団体より幅広い意見や提言を受け、市の施策のあり方の検討や市民福祉の向上を目的として、エイジフレンドリーシティ構想推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項を協議し、市長に提言書を提出するものとする。

- (1) 構想の推進のための重点目標に関すること。
- (2) 構想の推進のために行政として取り組むべき事項に関することおよびその取組時期に関すること。
- (3) 構想の推進のために実施するアンケート調査に関すること。
- (4) 市長への提言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、構想の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 市民団体又は福祉団体の代表者
- (3) 学識経験者又は有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 推進協議会に、会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。

4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 会長および副会長の任期は、委員としての任期による。

(会議)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局を、秋田市福祉保健部長寿福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

(推進協議会の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に招集される推進協議会の会議および第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に招集される推進協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

7 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委員名簿

【敬称略】

氏名	所属等
菅原 梯祐	公募委員
河内 依子	公募委員
大塚 妙子	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
佐藤 与志夫	社会福祉法人秋田けやき会理事
三浦 昭一	秋田県生涯学習インストラクター会 顧問
山内みどり	有限会社華の豆会代表取締役
山口 邦雄	秋田県立大学システム科学技術部建築環境システム学科准教授
鈴木 圭子	秋田大学医学部准教授
笹尾 千草	アーツスペース・ココラボラトリー代表

平成23年7月21日現在

8 秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書

秋田市エイジフレンドリーシティ
（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書

－秋田市はなぜエイジフレンドリーシティを目指すのか－

秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会

平成23年5月

はじめに

秋田市は、超高齢社会を見据えた対応として、「秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想」を推進するとしております。

エイジフレンドリーシティとは、2007年に世界保健機関（WHO）のプロジェクトにおいて提唱され、「高齢者にやさしい都市」という意味です。WHOでは、都市を高齢者が暮らしやすい環境にすることは、高齢者が生涯を通じて活動的な生活を送るための基盤となり、高齢者以外の世代の人々や障がいがある人々にとっても暮らしやすい環境となるとしています。

本推進協議会は、エイジフレンドリーシティ構想の推進に向け、市民や関係団体などから幅広く意見や提言を受けて、市の施策のあり方を検討するため、2010年7月に設置されました。

エイジフレンドリーシティ実現のためには、交通機関・屋外スペース・居住環境の整備、社会参加や雇用機会の創出、情報コミュニケーション、地域支援や保健サービスなど、社会全体の課題に対応する必要があるため、長期的な視点を持ち、行政のみならず、企業や団体、地域社会などで市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を認識し、協働して問題解決に取り組まなければなりません。

本推進協議会は設置されて間もなく、会の開催数も限られたものでしたが、秋田市の現状を踏まえながら、今後取り組むべき課題について協議した結果をまとめ、次のとおり提言するものです。

今後は、秋田市において、この提言書の趣旨に基づき、また市民からの声を反映させながら、エイジフレンドリーシティの実現に向けて、積極的かつ具体的な施策に取り組まれることを期待します。

平成23年5月

秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
会長 山口 邦雄

目 次

はじめに

1 高齢者を巡る現状 1

- (1) 高齢化の現状
- (2) 秋田市の年齢別人口の推移予測

2 秋田市がエイジフレンドリーシティを目指す理由 2

3 秋田市の現状 4

- (1) 屋外スペースと建物
- (2) 交通機関
- (3) 住居
- (4) 社会参加
- (5) 尊敬と社会的包摂
- (6) 市民参加と雇用
- (7) コミュニケーションと情報
- (8) 地域社会の支援と保健サービス

4 エイジフレンドリーシティ実現のため、今後取り組むべき課題 . . 11

- (1) トピック別の課題
- (2) 重点課題

資 料 15

- 1 各委員からの具体的な提案一覧
- 2 中間報告までのプロセス
- 3 平成22年度秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
委員名簿
- 4 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱
- 5 脚注一覧

1 高齢者を巡る現状

(1) 高齢化の現状

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25(1950)年には総人口の5%に満たなかったが、45(1970)年に7%を超え、平成6(1994)年には14%を超えた。そして、平成22年には23%を超え、およそ4人に1人が65歳以上高齢者、9人に1人が75歳以上人口という、まさに「本格的な高齢社会」となっている。今後も、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない超高齢社会^{*1}を迎えることとなる。

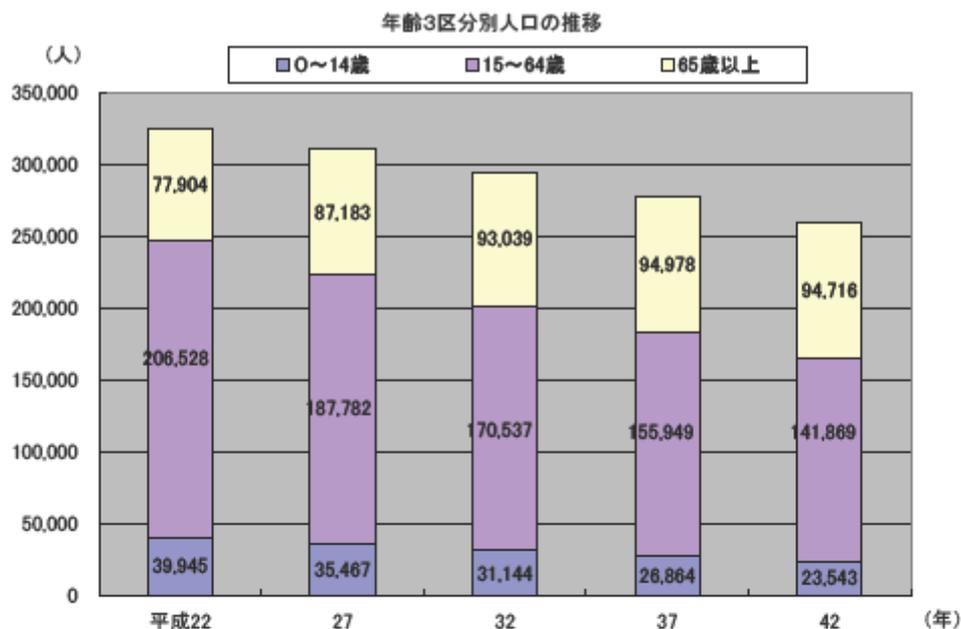
(2) 秋田市の年齢別人口の推移予測

平成22(2010)年の人口は324,377人で、17(2007)年国勢調査人口の333,109人から5年間で8,732人減少している。今後はこれを上回るペースで人口が減少していくと予測される。

また平成22年の年齢3区分別人口の割合は、年少人口(0歳～14歳)が12.31%、生産年齢人口(15歳～64歳)が63.67%、高齢者人口(65歳以上)が24.02%で、今後は、年少人口および生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢者の人口は一貫して増加し、平成37(2025)年には高齢者人口が34.19%となり、およそ3人に1人が高齢者となる。

総人口・年齢3区分人口・割合

推計年次	全体人口			年齢(3区分)別人口			年齢(3区分)別割合		
	総人口	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2010年(平成22年)	324,377	152,836	171,541	39,945	206,528	77,904	12.31%	63.67%	24.02%
2015年(平成27年)	310,432	145,755	164,677	35,467	187,782	87,183	11.43%	60.49%	28.08%
2020年(平成32年)	294,720	137,856	156,864	31,144	170,537	93,039	10.57%	57.86%	31.57%
2025年(平成37年)	277,791	129,357	148,434	26,864	155,949	94,978	9.67%	56.14%	34.19%
2030年(平成42年)	260,128	120,495	139,633	23,543	141,869	94,716	9.05%	54.54%	36.41%



平成23年2月秋田市情報統計課作成資料(抜粋)

注1 各年10月1日現在の人口

注2 平成22年の人口は、平成17年国勢調査人口をベースとして、住民基本台帳および外国人登録の異動状況等による届出をもとに推計

2 秋田市がエイジフレンドリーシティを目指す理由

秋田市は、これからの超高齢社会を見据えた取組として、平成23年度からスタートする秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」において、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）^{*2}の実現」を成長戦略のひとつに位置づけている。

エイジフレンドリーシティとは、世界的高齢化・都市化・都市の高齢化に対応するため、2007年、世界保健機関（WHO）^{*3}によって提唱されたプロジェクト^{*4}である。世界23か国33都市において、高齢者に関する聞き取り調査を実施し、高齢者にやさしい都市を実現するために、共通して求められるトピック^{*5}を次の8つであるとした。

エイジフレンドリーシティ
(高齢者にやさしい都市)

《8つのトピック》

- 1 屋外スペースと建物
- 2 交通機関
- 3 住居
- 4 社会参加
- 5 尊敬と社会的包摂^{*6}
- 6 市民参加と雇用
- 7 コミュニケーションと情報
- 8 地域社会の支援と保健サービス

高齢者は多様な人生経験と価値観をもつ世代の集まりである。今後は、更に人口規模の大きな世代が高齢期を迎え、高齢者はますます多様化していくであろう。

しかし我が国の場合、高齢化の進行の速さに、人々の意識や社会の仕組みの切り替えがなかなか追いついていない面がある。例えば、これまで、高齢者は相対的な意味で社会を構成する社会的弱者であるとして、まちづくりや高齢者施策においては、行政サービスの受け手であるとの認識が強かった。

これからは、急激な高齢化という時代の変化に適応した社会システムの再構築が求められる。つまり、一人ひとりの状態に応じて必要なサービスを整えるだけでなく、高齢者が社会を支える側として、さまざまな場面でその役割を發揮できるよう、生活利便性の向上、公共施設や交通のバリアフリー^{*7}化など、暮らしやすい環境を整備しながら、雇用や社会参加、ボランティア活動など、あらゆる社会活動の促進が図られる必要がある。社会全体の高齢者に対する意識についても、未だ高齢者を社会的・経済的な弱者として固定的で画一的にとらえる見方があるため、相対的な見直しが必要である。秋田市における「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」への取組は、様々なニーズを持つ高齢者が利用しやすいようサービスや制度が調整されるとともに、能力や意欲のある高齢者により、社会全体の活性化が促進されるものと期待できる。

今日の平和で豊かな社会を築き上げてきた高齢者が、長年培った知識・経験を生かしながら、住み慣れた地域において、その人らしく長寿を楽

しむことができるよう、エイジフレンドリーシティの推進により、まちづくりが進められる必要がある。

3 秋田市の現状

WHOは、8トピックに関する84のチェックリストも作成し、高齢者にやさしい都市の普遍的な基準とすることを意図とした自己診断ツールとした。秋田市は、市民を対象としたアンケート調査および聞き取り調査を実施したが、既存の各調査結果と合わせて検証したところ、秋田市の現状は次のとおりであった。

(1) 屋外スペースと建物

[主な検証ポイント]

公園、屋外の休憩場所、歩道での歩行者優先・車椅子利用、車道と歩道の段差、横断歩道、ドライバーの安全運転、建物のバリアフリー化、施設・サービスの利用しやすさ

[現状]

- ・秋田市は自然豊かで、公園など緑があふれ、住みやすい条件が整っており「秋田市の住み心地」について市民の満足度は高いと言える。
- ・市街地の緑は、公園・緑地、道路、河川などの緑で形成されているが、市民が身近に利用できる緑が適切に確保されているとは言えない。
- ・バリアフリー化への取組は順次進められているが、公共施設、歩道、公園などハード面の整備は、一定のコストや国・県など関係機関との調整が必要な場合もある。
- ・バリアフリー基本構想に基づき、人の集まりやすい所を重点的にバリアフリー化を推進している。
- ・冬期の除排雪に対する不満を感じている市民が多い。
- ・外出先で休める休憩スペースやベンチ、サロンなどの憩いの場のニーズが高い。
- ・近年、高齢者が被害者や加害者となる交通事故が増加している。
- ・スーパーや個人商店が減り、買物しづらい環境に不安を感じている人が増加してきている。

(2) 交通機関

[主な検証ポイント]

手頃な値段の運賃、運行の信頼性と本数、利便性、路線・スケジュール等の情報提供、タクシーの利用しやすさ、運転能力

[現状]

- ・市交通局による路線バス事業は、住民要望に応えるため多系統により運行していたが、バス利用者の減少などによる経営状況の悪化に伴い、段階的に民間事業者へ路線を移管し、平成18年3月末に廃止されている。
- ・バス利用者は、車社会化の進展などにより、昭和40年代以降減少を続け、平成12年からの10年間でも約38%が減少しており、路線の維持が困難になってきている。
- ・市では、高齢者を含む交通弱者にとって、公共交通は日常生活に不可欠な移動手段であることから、市、交通事業者、市民の役割分担による持続可能な公共交通を目指している。
- ・バス事業者の不採算路線の廃止による交通空白地域へは、市が代替交通としてマイタウン・バス^{*8}を導入しているが、利便性の低下が見られる。
- ・定期買物バス、定額循環バス、市内の主要な総合病院へのシャトルバス^{*9}、わかりやすいアクセスガイドマップ^{*10}、バス停の環境整備（屋根、ベンチの設置）等の要望がある。
- ・路線自体が秋田駅に向かう体系であるため、長距離乗車や運賃が高くなるのが負担になりやすい。
- ・「バス、電車などの利用のしやすさ」に対する市民の満足度が大変低く、特に河辺地域と雄和地域での評価が低い。
- ・車（自家用車）を利用する主な理由は、「一番便利だから」が最も多く5割以上を占め、他に約3割が身近な公共交通の不便さを理由に挙げている。
- ・高齢者ドライバーの免許証返納推進の動きがあるが、通院等に車を使用するため手放せない、タクシーは高くて乗れないなどの声がある。
- ・65歳以上の高齢者の約8割が自分か家族が運転する車（自家用車）を利用し、その主な目的は「買物」と「通院」である。

- ・ 65歳以上の高齢者のうち、自分で車（自家用車）を運転する人が4割以上いる。

(3) 住居

[主な検証ポイント]

安全な環境、価格、維持管理、建物の安全性、住宅改築、賃貸住宅の整備状況、高齢者向け住宅の提供とサービス

[現状]

- ・ 全国的に見て秋田県は持ち家比率が高く、住宅の延べ面積も広いことから、比較的良質な住環境を確保しやすい条件が整っている。
- ・ 近年、新築住宅のバリアフリー化が進んでいる。
- ・ 改築・改修については、一定の公的助成制度がある。
- ・ 高齢者や身体障がい者は公営・民営賃貸住宅について、「家賃の手頃さ」、「徒歩圏内にスーパー・商店、病院・診療所がある」、「駐車場が確保できる」といった点を求めている。一方、「建物の古さ」、「室内の狭さ」、「家賃の高さ」、「室内の段差」などの現状に不満を感じている。
- ・ 住まいや住環境について、「移動や買物が便利であること」、「道路の整備や安全」、「医療や介護サービスの受けやすさ」、「子どもや孫が一緒、あるいは近くに住んでいること」を重要視する傾向にある。
- ・ 高齢者の独り暮らしが増えており、孤立防止対策のとられた集合住宅を求める声がある。

(4) 社会参加

[主な検証ポイント]

イベントや活動の開催場所、開催時間、参加のしやすさ、参加費用、内容の多様性、世代間の交流

[現状]

- ・ 各種講座やサークル活動など生涯学習活動やイベント等の開催は、公共交通機関が利用しやすい場所で開催され、気軽に参加することが可能であるため、一般的に参加しやすい環境が整っているといえる。
- ・ 社会参加に関する情報は、主に広報あきたなど行政広報誌や新聞か

ら入手されている。

- ・高齢者の社会参加活動内容では、町内会・自治会活動が最も多く、他に文化・教養活動、スポーツや体力づくりが多い。
- ・健康面の不安や仲間がいないことを理由に、社会参加していない人は今後の参加意思も低い。
- ・世代間交流については若い世代よりも高齢者の関心が高く、文化・教養活動や町内会やお祭りなど地域行事での交流を望んでいる。世代間交流の必要性を感じていない人も各世代で一定割合いる。
- ・若い世代は、日頃地域活動に参加する機会がなく、地域の高齢者と接する機会が少ない。
- ・高齢者とふれあう機会がある若者は、高齢者からさまざまなことを学ぶことができていると感じている。

(5) 尊敬と社会的包摂

[主な検証ポイント]

高齢者の声の把握、高齢者向けのサービスや製品、高齢者に対するマイナスイメージと差別

[現状]

- ・高齢者や障がい者に配慮した製品やサービスは増加している。
- ・行政が力を入れるべき施策では、「高齢者や障がい者の相談相手になってくれる人の育成、環境づくり」や、「高齢者や障がい者のための相談体制や情報提供の充実」が求められている。
- ・市の公共施設の設備について、障がい者団体として意見を求められる場合があるが、計画確定後や完成後のことが多く、実際には意見が反映されづらいと感じている。
- ・高齢者の声、障がい者の声が届きづらい。
- ・「市役所窓口での説明のわかりづらさ」、「市役所からの郵便物の内容のわかりづらさ」については、各年代で一定割合がわかりづらいつと感じている。
- ・高齢者の約半数が「カタカナ語・略語がわかりづらい」と感じている。
- ・若い世代は、日頃地域活動に参加する機会がなく、地域の高齢者と接する機会が少ない。(再掲)
- ・高齢者とふれあう機会がある若者は、高齢者からさまざまなことを

学ぶことができると感じている。（再掲）

(6) 市民参加と雇用

[主な検証ポイント]

ボランティアへの参加、就業の選択肢、雇用差別、起業の推進

[現状]

- ・高齢者の雇用に関する支援体制に関しては、各種支援策が実施され国の制度についても、年々充実が図られてきている。
- ・高齢者が働く理由としては、「年金不足を補うため」が最も多く、他に「社会的に現役でいたい」、「働くことが生きがい」、「健康維持のため」などの理由が多い。
- ・高齢者だけでなく若者も働ける場所が少ない。
- ・退職後も、「もっと社会の中でいきいきと働き、人と関わりたい」、「社会に必要とされたい」という声がある。
- ・障がい者は、雇用の機会が少なく、障がいの特性を考慮した雇用の場がもっと必要であると感じている。
- ・現在働いている高齢者のうち、約6割の人が「働ける間はできるだけ長く働きたい」と考えている。
- ・起業に対する関心は高齢者に限らず、全体的に低い。

○「社会参加」と「市民参加と雇用」

WHOは、「社会参加とはレクリエーション^{*11}、社交、文化的・教育的・精神的活動への高齢者の関与を指す」とし、「市民参加と雇用とは、市民権、無償労働、賃金労働の機会に関するもの」としている。

（「WHO「アクティブエイジング」の提唱（萌文社）」より）

(7) コミュニケーションと情報

[主な検証ポイント]

通信システムの普及、広範な情報の流通、高齢者向け情報・番組の発信、文字情報の見やすさ、簡潔でわかりやすい表現

[現状]

- ・情報通信技術の急速な発達により、広範な情報の流通や通信システムの普及については、一定の水準にあると言える。

- ・ボランティア情報について、入手しづらい、よくわからないという声がある。
- ・社会参加、保健・福祉に関する情報は、主に広報あきたなど行政広報誌や新聞から入手されている。高齢者に限らず、各年代におけるこの2つの活用度は高く、有効な情報媒体といえる。
- ・高齢者が入手したい情報分野は、健康・保健情報、高齢者介護情報、防災・災害情報が上位を占めている。
- ・高齢者が入手しにくい情報分野は、高齢者介護情報、防災・災害情報、行政・窓口情報が上位を占めている。
- ・高齢者の約半数が「カタカナ語・略語がわかりづらい」と感じている。（再掲）
- ・高齢者はインターネットや携帯電話を、十分に使いこなせていないケースが多い。
- ・ATM（現金自動預け払い機）などの機械は、高齢者にとって操作がわかりづらいだけでなく、無人の場合は犯罪に巻き込まれる危険性もある。
- ・50歳以上の人は、「新聞や雑誌など出版物の文字が小さい」と感じる割合が高い。
- ・「テレビの字幕が見づらい」ことは、50歳以上の人で「ある」「時々ある」が3割程度を占める。
- ・「市役所窓口での説明のわかりづらさ」、「市役所からの郵便物の内容のわかりづらさ」については、各年代で一定割合がわかりづらいつと感じている。（再掲）

(8) 地域社会の支援と保健サービス

[主な検証ポイント]

医療・保健・福祉サービスの提供、福祉施設等の利便性、医療・保健・福祉サービスの情報提供、地域福祉活動の推進

[現状]

- ・医療サービスや保健・介護・福祉サービスの提供は、法律に基づく医療保険、介護保険制度などにより実施されている。
- ・福祉施設整備については計画的に行われている。
- ・現状の福祉施設整備に不満を感じ、増設や施設の充実を望む市民が

多い。

- ・今後行政が力を入れるべき施策では、「高齢者や障がい者の相談相手になってくれる人の育成、環境づくり」や「高齢者や障がい者のための相談体制や情報提供の充実」が求められている。(再掲)
- ・保健・福祉サービスに関する情報は、主に広報あきたなどの行政情報誌や新聞から入手されている。(再掲)
- ・高齢者介護に関する福祉情報については約3割の人が入手しづらいと感じている。
- ・家族が介護をしなければならないという意識が強く、大きな負担を抱えてしまうことがある。

4 エイジフレンドリーシティ実現のため、今後取り組むべき課題

(1) トピック別の課題

8つのトピックにおいて、今後市として取り組むべき具体的な課題は次のとおりである。なお、課題の解決にあたっては、行政・民間・市民が連携し、それぞれの役割に応じて取り組む必要がある。

① 屋外スペースと建物

- ・ 休憩場所、ベンチ、あらゆる世代が憩う緑豊かな公園などがある屋外環境の整備
- ・ 高齢者ドライバーの事故防止対策
- ・ バリアフリー化のさらなる推進
- ・ 買物弱者^{*12}に対する対策や新たなビジネスの支援
- ・ スーパーや商店、医療施設等を集約した施設整備支援
- ・ 市民協働によるきめ細やかな雪対策

② 交通機関

- ・ 高齢者の日常生活に不可欠な移動手段を確保
- ・ 高齢者のニーズに合わせた交通機関の運行支援
- ・ バス事業以外の移動手段について検討および支援

③ 住居

- ・ 家族形態の変化に対応した住宅の確保
- ・ 高齢者や障がい者が住みやすい集合住宅のあり方の検討

④ 社会参加

- ・ 積極的な社会参加の促進
- ・ 高齢者が集える場づくり
- ・ 孤立、うつ予防、自殺対策
- ・ 各世代と一緒に活動する場づくり
- ・ 町内会へのきめ細やかな支援

⑤ 尊敬と社会的包摂

- ・ 高齢者に対するイメージ、とらえ方の改革
- ・ 各世代と一緒に活動する場づくり

⑥ 市民参加と雇用

- ・高齢者のボランティア活動の促進

- ・高齢者の働く場の確保

⑦ コミュニケーションと情報

- ・さまざまな情報機器^{*13}を活用した高齢者の情報発信の促進

- ・介護や高齢者福祉の相談窓口に関する情報提供の徹底

- ・高齢者に関連する市民向け情報の提供

⑧ 地域社会の支援と保健サービス

- ・住み慣れた地域で安心して住むための利用しやすい医療、保健、福祉サービスの充実

- ・地域等での高齢者への見守り対策

(2) 重点課題

更に重点的に取り組むべき課題として、以下の4点を挙げる。

■ 高齢者や高齢社会に関するマイナスイメージの払拭とプラスイメージの創出

高齢者が社会から支えられる側のみではなく、社会を支える貴重な人的資源として、豊かな知識や能力を発揮していくためには、高齢者や高齢社会に対するマイナスイメージを払拭し、新たにプラスイメージの創出が求められている。

■ バリアフリー化の推進

公共施設や歩道等のバリアフリー化の推進をはじめ、冬期間の雪対策、住宅の環境整備、情報のバリアフリー化など、幅広く取り組む必要がある。

また、効果的なバリアフリー化を推進するために、利用者の意見を聴取しながら、バリアフリー基本構想の策定を行い、利用者のニーズに対応した重点的なバリアフリー化の推進が求められている。

■ 交通手段の確保

自家用車等を利用できない、いわゆる交通弱者^{*14}にとって、買物や通院など日常生活を支えるために移動手段の確保は不可欠であり、高齢者の就業活動・地域活動・貢献活動など、さまざまな社会活動を促進するためにも交通手段の確保に取り組む必要がある。

■ 高齢者の孤立防止

核家族化が進み、家族のあり方が多様化するなか、社会や地域、そして家族から高齢者が「孤立」しないよう、家族、地域、行政が協力しながら対策を構ずる必要がある。

9 策定までの経緯

平成22年度	7月	第1回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	10月	第2回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	3月	第3回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
平成23年度	6月	秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会が「秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書」を秋田市長に手交
	7月	第4回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	11月	第5回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	12月	WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク参加承認
平成24年度	3月	第6回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	6月	第7回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会（最終回）
	8月	第1回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会
	10月	第1回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会 テーマ1（平成25年7月まで計7回開催）
		第1回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会 テーマ2（平成25年7月まで計7回開催）
	11月	第2回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会
	2月	第3回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会
3月	市民組織「エイジフレンドリーあきた市民の会」設立	
平成25年度	6月	第4回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会（最終回）
		パブリックコメント
	9月	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定
	10月	世界保健機関（WHO）に計画書提出（予定）